

三田福祉ホームの指定管理者制度導入についての検証

1 指定管理者

(1) 指定管理者	社会福祉法人 ともかわさき（川崎市川崎区渡田1丁目15番地5）
(2) 指定期間	平成18年4月1日～平成23年3月31日
(3) 業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・居室その他の設備を利用させると共に、日常生活に必要な便宜を提供する業務 ・管理施設等の維持管理に関する業務 ・その他必要と認める業務

2 検証結果

項 目	検 証
1 最適な公共サービスの手法の選択 (1) 最適な公共サービス提供主体の選択 ① 法制度上の必要性 ② サービスの制度趣旨や社会状況 ③ サービスの質を担保する仕組みの存在 (2) 効率的な運営手法の検討 ① 市民満足度の高いサービス提供 ② 施設運営の継続性、安定性、公平性の確保 ③ 効率的、効果的な運用の確保	①障害者自立支援法では、民間法人でも施設の設置主体としての運営が可能である。 ②公設である必然性はないが、障害者自立支援法では地域生活支援事業に位置づけられており、他の法に基づく障害者施設で実施されているサービスによって自立支援給付費は支給されていないため、公共部門による関与が必要となる。 ③法的には、指導・監督等の関与が可能である。苦情解決第三者協力員が訪問してくる。 ①専門的な支援員が対応することによって、利用者に対して、きめ細かい配慮が可能となり、直営以上のサービスが提供できている。 ②良好な施設運営の継続性、安定性や公平性が確保できている。 ③生活支援であるため、自由発想による効率的な運営を求める施設ではないと考えるが、利用者の個別支援計画を策定するなど、効果的な運営は可能となった。
2 サービス向上等 (1) 安定性 (2) 公平性 (3) 専門性 (4) 創意工夫	(1) 18年度から、利用者が異動することもなく、安定的なサービスを提供していた。 (2) 利用者の個別面接を実施するなど、公平性は確保されている。 (3) 支援員の質から、日常生活支援だけでなく、就労支援や急病対応も実施している。 (4) 安定的なサービスを実施している。
3 コスト検証 算定方法	人件費として、3.5名分(施設長、支援員、管理人、アルバイト) ・17年度予算(当時委託料)で人件費11,865千円 ・指定管理期間(5年間平均)で人件費11,886千円 ・平成21年度に開設した陽光ホーム(ケアホーム:指定管理)の人件費見積では、サービス管理責任者、生活支援員、世話人で13,263千円であり、市場との乖離は見られない。
4 施設の安全性 大規模修繕の必要性	年数(築22年)は経過しているが、大規模修繕の必要はない。
5 総 括 成 果	指定管理導入前は、直営であった訳ではなく、現在と同様に委託事業であり、運営法人の交代があった施設である。指定管理期間には、利用者の利便を積極的に図ることが実施され、利用者個別の支援計画が作成されたことから、効果はあったものとする。また、現在まで、利用者からの苦情等は一切なく、異動者もいないことから、サービスが行き届いているものと考えている。